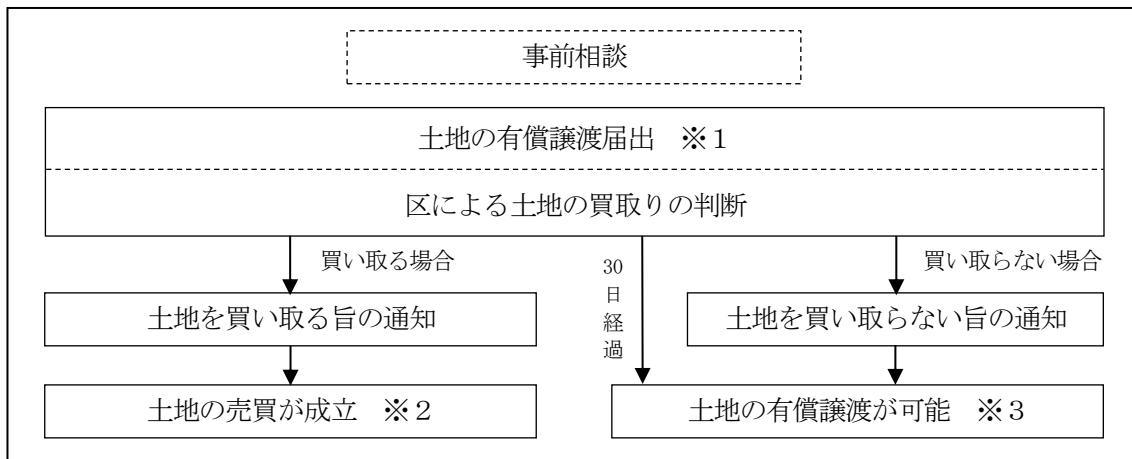


市街地再開発事業の施行区域内における土地の有償譲渡の届出について

京急蒲田センターエリア北地区第一種市街地再開発事業について、令和7年12月12日付で都市計画決定したことに伴い、当該市街地再開発事業の施行区域内の土地の先買い等に関する公告を行いました。
(告示日：令和7年12月12日)

令和7年12月23日以降、当該市街地再開発事業の施行区域内（別紙「施行区域図」のとおり）で、土地のみを有償で譲渡しようとする場合は、都市計画法第57条の規定に基づき大田区長に届出が必要になります。（土地と建築物等を共に有償で譲渡する場合など、土地のみを有償で譲渡する場合以外は届出の必要はありません。）土地のみの有償譲渡をお考えの場合は、下記の担当までご連絡ください。

■市街地再開発事業の施行区域内における土地の有償譲渡に係る届出について（都市計画法第57条）



- ※1 当該区域内の土地を有償で譲渡しようとする場合には届出が必要です。（都市計画法第57条第2項）
- ※2 届出があった後30日以内に大田区長が土地を買い取る旨の通知をしたときはその土地について大田区長と届出者との間で、届出書に記載された予定対価の額に相当する代金で売買が成立したものとみなされます。（都市計画法第57条第3項）
- ※3 届出者は、届出をした後30日の期間（その期間内に大田区長が届出に係る土地を買い取らない旨の通知をしたときは、その時までの期間）内は、当該土地の譲渡ができません。（都市計画法第57条第4項）

■提出書類（以下の書類を窓口にご提出ください）

名称	部数	備考
土地有償譲渡届出書	1部	様式は大田区ホームページからダウンロードできます
周辺図	1部	縮尺1/2,500以上の周囲の状況がわかるもの（住宅地図等）
公図の写し	1部	届出の土地を朱書き
全部事項証明書	1部	写し可
委任状	1部	手続きを代理人に委任する場合に必要（任意様式）

※その他、届出の相手方（大田区長）が求める添付書類が必要となる場合があります。

■提出先／お問合せ先

大田区 鉄道・都市づくり部 鉄道・都市づくり課
大田区蒲田5-13-14 大田区役所7階28番窓口
電話：03-5744-1356（直通）

大田区ホームページ

